

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の紙入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和3年7月
原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査監督総括課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査監督総括課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和3年7月28日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年2月25日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和3年8月4日（水） 15時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和3年8月18日（水） 17時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル2階
原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和3年8月25日（水）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和3年8月27日（金） 15時00分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6.（1）の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時まで5. (2)の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課 柳 健

電話：03-5114-2122

FAX：03-5114-2142

メールアドレス：nra.contact.044v.g6t@ks.nsr.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEP S）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
[p/ヘルプデスク 0570-000-683](https://www.geps.go.jp/) (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和3年8月27日開札[令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証

明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者

は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行
調達仕様書

令和3年7月

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査監督総括課

目次

1.	調達案件の概要に関する事項.....	4
1. 1	調達件名	4
1. 2	調達の背景.....	4
1. 3	目的及び期待する効果.....	4
1. 4	業務・情報システムの概要.....	4
1. 5	契約期間	5
1. 6	作業スケジュール	5
2.	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項.....	5
2. 1	調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期.....	5
2. 2	調達案件間の入札制限.....	5
3.	作業の実施内容に関する事項.....	5
3. 1	作業の内容.....	5
ア	設計・開発業務.....	5
(ア)	移行先環境及びシステム影響箇所の調査.....	5
(イ)	移行及び影響箇所等の設定変更等	6
(ウ)	動作確認.....	6
(エ)	障害対応.....	6
(オ)	操作マニュアルの作成	6
3. 2	成果物の範囲、納品期日等.....	6
ア	成果物	6
イ	納品方法	7
ウ	納品場所	7
4.	満たすべき要件に関する事項.....	7
5.	作業の実施体制・方法に関する事項.....	8
5. 1	作業実施体制	8
5. 2	作業要員に求める資格等の要件.....	8
5. 3	作業場所	8
5. 4	作業の管理に関する要領	8
6.	作業の実施に当たっての遵守事項	9
6. 1	機密保持、資料の取扱い	9
6. 2	遵守する法令等.....	9
ア	法令等の遵守.....	9
7.	成果物の取扱いに関する事項.....	9
7. 1	知的財産権の帰属	9
7. 2	検収.....	10
8.	入札参加資格に関する事項	10
8. 1	入札参加要件	10

(ア) 競争参加資格	10
(イ) 公的な資格や認証等の取得	10
(ウ) 受注実績	11
(エ) 複数事業者による共同提案	11
8. 2 入札制限	11
9. 再委託に関する事項	12
9. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	12
9. 2 承認手続	12
9. 3 再委託先の契約違反等	12
10. その他特記事項	12
11. 資料閲覧要領	12
12. 附属文書	13

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行

1. 2 調達の背景

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号。）の規定に基づく実用発電用原子炉施設に係る検査において、確実な判断を行うための有効な手段として、蓄積した検査実績の情報及び技術情報を参照している。

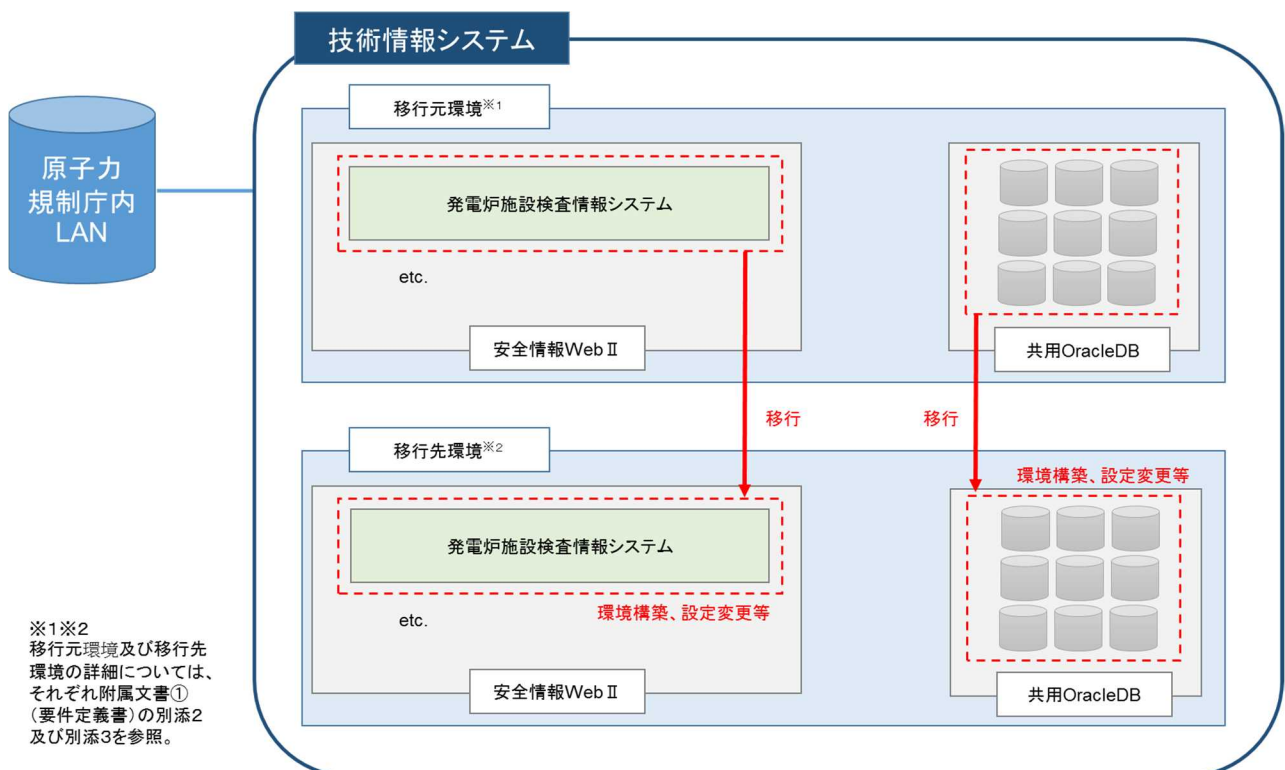
当該業務には、参照可能な情報をデータベース環境として整備した発電炉施設検査情報システム（以下「本情報システム」という。）を利用しており、これを引き続き利用可能とするため、本情報システムを現在運用中の第2次行政LAN上の技術情報システムから第3次行政LAN上に新規構築された技術情報システムに移行する必要がある。

1. 3 目的及び期待する効果

本情報システムの移行により、本情報システムが技術情報システムのサブシステムとして継続的に運用可能な状態とすることを目的とする。

1. 4 業務・情報システムの概要

本調達における作業の概要は、次の図のとおりである。



1. 5 契約期間

契約締結日から令和4年2月25日まで

1. 6 作業スケジュール

作業スケジュールは次の図のとおりである。

項 目	令和3年				令和4年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
発電炉施設検査情報システムの移行	▼ 契約				受入れ完了	▲
(1) 移行先環境及びシステム影響箇所の調査	■					
(2) 移行及び影響箇所等の設定変更等		■	■	■		
(3) 動作確認			■	■	■	
(4) 障害対応				■	■	■
(5) 操作マニュアルの作成				■	■	■

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2. 1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次の表のとおりである。

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	令和3～7年度原子力規制委員会技術情報システムの構築及び賃借・保守業務	一般競争入札（最低価格落札方式）	契約締結日から令和7年9月30日まで

2. 2 調達案件間の入札制限

8. 2を参照。

3. 作業の実施内容に関する事項

3. 1 作業の内容

ア 設計・開発業務

(ア) 移行先環境及びシステム影響箇所の調査

- ・ 請負者は、移行先環境（第3次行政LAN上に新規構築された技術情報システム。以下同じ。）を調査し、移行後の本情報システムが附属文書①「要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすために構築すべき環境を調査すること。
- ・ 請負者は、移行先環境に本情報システムを移行する作業において、移行後の本情報システムが附属文書①「要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすために設定変更等が必要となる箇所を調査すること。

(イ) 移行及び影響箇所等の設定変更等

- ・ 請負者は、附属文書①「要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための「移行及び設定変更等計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ 請負者は、(ア)の調査結果に基づき、移行先環境において本情報システムが正常に動作するための環境構築、移行及び設定変更等を行うこと。
- ・ 請負者は、データベースの移行にあたっては、新規のインスタンスを作成の上、データ移行を行い、インスタンスが変わることに伴う各種設定変更を行うこと。
- ・ 請負者は、環境構築にあたっては、附属文書①「要件定義書」の別添2及び別添3を基本に最適なバージョンのアプリケーションを採用すること。
- ・ 請負者は、原子力規制庁が必要と判断した場合は、原子力規制庁が指定する時期にデータベースのデータ、イメージファイル等の差分について、データ移行を行うこと。

(ウ) 動作確認

- ・ 請負者は、単体テスト及び受入確認について、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、合否判定基準等を記載した「試験計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ 請負者は、「移行及び設定変更等計画書」及び「試験計画書」に基づき動作確認を行うこと。
- ・ 請負者は、「試験計画書」に基づき、単体テスト及び受入確認の実施状況を「試験結果報告書」により原子力規制庁に報告すること。

(エ) 障害対応

- ・ 請負者は、作業の結果、本情報システムの動作に障害が発生した場合は、作業前の本情報システムの正常動作と同じ動作となるように必要な対応を行うこと。

(オ) 操作マニュアルの作成

- ・ 請負者は、作業の結果を反映した操作マニュアル一式を作成すること。

3. 2 成果物の範囲、納品期日等

ア 成果物

- ・ 本業務の成果物を次の表に示す。

No.	成果物名	内容及び納品数量	納品期日
1	実施計画書 (実施体制表を含む)	1	契約締結後速やかに 変更したときは変更後速やかに
2	品質計画書	1	契約締結後速やかに
3	実施工程表	1	契約締結後速やかに
4	打合せ議事録	1	打合せ後1週間以内

5	移行及び設定変更等計画書	1	計画段階及び納品時
6	試験計画書及び試験結果報告書	1	試験段階及び納品時
7	操作マニュアル	1	納品時
8	障害対応報告書	1	障害対応の都度速やかに
9	完了報告書	1	納品期日内
10	プログラム	1	契約履行期間内
11	原子力規制庁が指示する図書	1	指示した時期に

イ 納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知）」を参考にする。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（J I S）の規定を参考にする。
- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正 1 部、電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。
- ・ 納品後原子力規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、事前に最新のウィルス定義パターンを用いて確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

ウ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒106-8450 東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課

(電話：03-5114-2122)

4. 満たすべき要件に関する事項

本調達案件の業務の実施に当たっては、附属文書①「要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

5. 1 作業実施体制

請負者に求める作業実施体制は以下のとおりである。

- ・ 請負者は、本業務の品質を確保するための十分な体制を構築すること。
- ・ 請負者は、実施責任者、品質管理体制、情報セキュリティ体制を明確にし、体制表に明示すること。なお、実施責任者と品質管理責任者の兼務は行ってはならない。
- ・ 実施責任者は、本業務の遂行にあたり十分な実務能力及び管理能力を有し、本業務を統括する立場にある者とする。実施責任者が本業務終了前に交代する場合は同等以上の人物が担当するものとし、原子力規制庁に事前に承認を受けること。
- ・ 複数名で業務を実施する場合は、本業務の窓口担当者を1名設け、業務連絡は原則として当該業務窓口担当者が実施すること。

5. 2 作業要員に求める資格等の要件

- ・ 請負者における本業務の責任者は、データベース管理システムの設計・開発等の遂行責任者としての経験を直近の5年間に3件以上有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、データベース管理システムの設計・開発の経験を直近の5年間に3件以上有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、情報システムの移行等の経験を直近10年間に2件以上有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、設計図書等から情報システムの構造等を理解でき、要求仕様を漏れなく取り込んだ仕様を策定し実装する能力を有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、原子力規制庁の担当職員と日本語で意思の疎通ができること。

5. 3 作業場所

- ・ 本業務の作業場所及び作業に必要な設備、備品及び消耗品等については、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じて原子力規制庁が現地確認を実施することができるものとする。
- ・ 作業内容に応じて必要な場合は、原子力規制庁が指定する場所（都内又は東京近郊）で行うこと。

5. 4 作業の管理に関する要領

- ・ 請負者は、原子力規制庁が承認した「実施計画書」及び「品質計画書」に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

6. 1 機密保持、資料の取扱い

請負者は、機密保持や資料の取扱い等について、以下の措置を講ずること。

- ・ 業務上知り得た情報は、本業務以外の目的で利用しないこと。
- ・ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・ 業務上知り得た情報は、原子力規制庁の許可なく「5. 3 作業場所」以外の場所に持出さないこと。
- ・ 請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。また、請負者の責により原子力規制庁へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。
- ・ 業務の履行中に受け取った資料等は台帳で適切に管理し、秘匿性の高いものは施錠可能なキャビネット等で管理すること。また、業務終了後は返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- ・ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて行う原子力規制庁による実地調査を受け入れること。

6. 2 遵守する法令等

ア 法令等の遵守

- ・ 本業務遂行に当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等を遵守し履行すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

7. 1 知的財産権の帰属

- ・ 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規制庁に帰属するものとする。
- ・ 成果物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、原子力規制庁が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- ・ 原子力規制庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができることも

に、任意に開示できるものとする。また、請負者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により原子力規制庁がその業務を実施する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

- ・ 本業務に関する権利（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、原子力規制庁から請負者に対価が完済されたとき請負者から原子力規制庁に移転するものとする。
- ・ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制庁の承認を得ることとし、原子力規制庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。成果物の納品に際し、請負者は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。
- ・ 請負者は原子力規制庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

7. 2 検収

- ・ 本仕様書に記載の内容を満足し、3. 2 に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

8. 入札参加資格に関する事項

8. 1 入札参加要件

(ア) 競争参加資格

- ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 公告日において令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3（平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3）年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- ・ その他入札適合条件を満たすことを証明できること。

(イ) 公的な資格や認証等の取得

- ・ 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、品質マネジメントシステム（ISO9001（JISQ9001）相当）の認証を取得していること又は同等以上の能力があること。

- ・ 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS / ISO27001）の認証を取得していること又は同等以上の能力があること。

(ウ) 受注実績

- ・ 請負者における本業務の責任者は、データベース管理システムの設計・開発等の遂行責任者としての経験を直近5年間に3件以上有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、データベース管理システムの設計・開発の経験を直近5年間に3件以上有すること。
- ・ 請負者における本業務の作業者は、情報システムの移行等の経験を直近10年間に2件以上有すること。

(エ) 複数事業者による共同提案

- ・ 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- ・ 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。
- ・ 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
- ・ 共同提案を構成する全ての事業者は、全ての応札条件を満たすこと。

8. 2 入札制限

- ・ 次の事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

① CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者

CIO 補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成12年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。また、CIO 補佐官等がその職を辞

職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、入札に参加することを認めないものとする。

9. 再委託に関する事項

9. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ・ 本業務の請負者は、業務を一括して再委託してはならない。
- ・ 請負者における本業務の責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ・ 請負者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・ 再委託を行う場合、再委託先が「8. 2 入札制限」に示す要件を満たすこと。
- ・ 再委託先における情報セキュリティの確保については請負者の責任とする。

9. 2 承認手続

- ・ 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を原子力規制庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制庁に提出し、承認を受けること。
- ・ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

9. 3 再委託先の契約違反等

- ・ 再委託先において、本業務の仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、原子力規制庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

10. その他特記事項

- ・ 本業務請負後に調達仕様書（要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって原子力規制庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

11. 資料閲覧要領

- ・ 閲覧場所：原子力規制庁庁舎内の指定する場所
- ・ 閲覧期間及び時間：入札公告日～入開札日の前日まで 10時～17時
- ・ 閲覧手続：最大2名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を連絡先にあらかじめ連絡し、日時等の詳細について調整すること。
- ・ 閲覧時の注意：閲覧にて知り得た内容については、入札の検討以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。
- ・ 連絡先：原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課 電話 03-5114-2122

12. 附属文書

① 要件定義書

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は原子力規制庁と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・ 文章：ワープロソフト Microsoft 社 Word 又は Justsystem 社一太郎
 - ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・ 画像：BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行
要件定義書

令和3年7月

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査監督総括課

目次

1.	業務要件の定義	4
1. 1	業務実施手順に関する事項	4
1. 2	規模に関する事項	5
1. 3	時期・時間に関する事項	6
1. 4	場所等に関する事項	6
1. 5	管理すべき指標に関する事項	6
1. 6	情報システム化の範囲に関する事項	7
2.	機能要件の定義	7
2. 1	機能に関する事項	7
2. 2	画面に関する事項	9
2. 3	帳票に関する事項	13
2. 4	情報・データに関する事項	14
3.	非機能要件の定義	20
3. 1	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	20
3. 2	システム方式に関する事項	21
3. 3	規模に関する事項	22
3. 4	性能に関する事項	23
3. 5	信頼性に関する事項	23
3. 6	拡張性に関する事項	23
3. 7	上位互換性に関する事項	24
3. 8	中立性に関する事項	24
3. 9	継続性に関する事項	24
3. 10	情報セキュリティに関する事項	24
3. 11	情報システム稼働環境に関する事項	26
3. 12	テストに関する事項	26
3. 13	移行に関する事項	27

(別添1) テーブル定義書	31
(別添2) 移行元環境システム構成図	51
(別添3) 移行先環境システム構成図	52

1. 業務要件の定義

1. 1 業務実施手順に関する事項

(1) 業務の範囲（業務機能とその階層）

発電炉施設検査情報システム（以下「本情報システム」という。）に係る業務の範囲及び情報システムの対象範囲を以下に示す。

表 1-1-1 業務範囲とシステムの対象範囲

業務		作業		システムの対象範囲
No.	名称	No.	名称	
1	検査実績情報の利用	1-1	検査実績情報の登録	○
		1-2	検査実績情報の参照	○
		1-3	検査実績情報の体系的な整理・抽出	○
2	技術情報の利用	2-1	技術情報の登録	○
		2-2	技術情報の参照	○

(2) 業務フロー図

本情報システムに係る業務のフローを以下に示す。

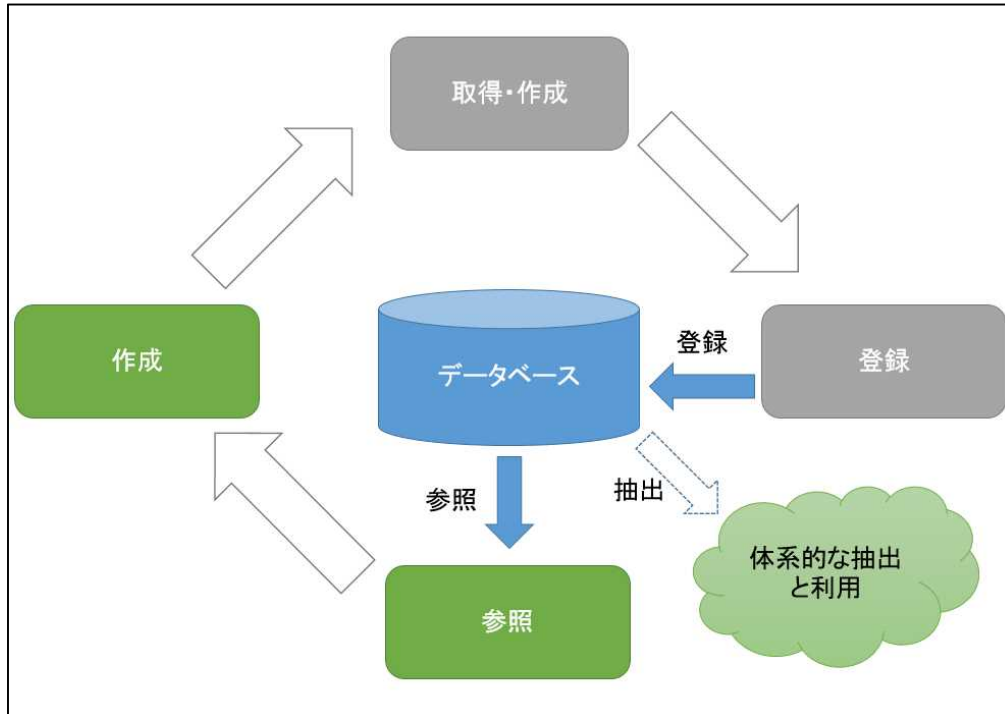


図 1-1-2 業務フロー図

(3) 業務の実施に必要な体制

本情報システムに係る業務の実施に必要な体制を以下に示す。

表 1 - 1 - 3 体制

実施体制	概要	補足
検査実施者	検査実績情報及び技術情報をデータベースに登録又はデータを参照する。	原子力規制庁職員
業務補助者	検査実績情報及び技術情報をデータベースに登録又はデータを参照する。	原子力規制庁職員
情報利用者	検査実績情報及び技術情報のデータを参照する。	原子力規制庁職員

(4) 入出力情報項目及び取扱量

本情報システムに係る業務で取り扱う入出力データの種別及びデータ量は次の表のとおりである。

表 1 - 1 - 4 入出力データ及びデータ量

業務処理	画面・帳票名	画面・帳票概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量
検査実績情報及び技術情報の利用	検査実績情報	検査実績情報の登録	入力	検査年月日、検査対象施設名、検査結果等	約 300 件/年
		検査実績情報の参照	出力	検査年月日、検査対象施設名、検査結果等	約 300 件/年
	技術情報	技術情報の登録	入力	取得・作成した検査に関する文書等	約 300 件/年
		技術情報の参照	出力	登録した検査に関する文書等	約 300 件/年

1. 2 規模に関する事項

(1) サービスの利用者数

本情報システムに係る業務の利用者は原子力規制庁職員（約 1,013 人。令和 2 年度年次報告書より。）で、主に実用発電用原子炉施設に係る検査に従事する関係者（約 50 人程度）が利用する。

(2) 単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数

本情報システムに係る業務の単位あたりの処理件数は次の表のとおりである。

表 1 - 2 処理件数

項目	処理件数	
	定常時	ピークの特徴
登録/参照処理件数	約 300 件/年	特になし

1. 3 時期・時間に関する事項

(1) 業務の時期・時間

本情報システムに係る業務を実施する時期・時間帯は次の表のとおりである。

表 1 - 3 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間
通常期	4月～3月	9:30～18:15
繁忙期	—	0:00～24:00

1. 4 場所等に関する事項

(1) 実施場所

本情報システムに係る業務を実施する場所は、原子力規制委員会の行政 LAN を利用可能な国内の全ての拠点（原子力発電所に設けた執務室を含む。）である。

(2) 設備、物品等資源の定義方法

本情報システムに係る業務において必要な諸設備、物品等は、各情報システム及び各情報システムを運用するためのサーバ設備、行政 LAN システム、行政 LAN 端末である。

1. 5 管理すべき指標に関する事項

(1) 管理すべき指標

本情報システムに係る業務において管理すべき指標は次の表のとおりである。

表 1 - 5 管理すべき指標

指標の種類	指標名	計算式	単位	目標値	計測方法	計測周期
利用実績	登録件数	登録件数 / 登録対象件数 × 100	%	70%	データ登録件数の集計	年度ごとに集計
利用実績	参照件数	データベースへのアクセス回数	回	100回	システムから出力	年度ごとに集計

1. 6 情報システム化の範囲に関する事項

(1) 情報システム化の範囲

本情報システムに係る業務における情報システム化の範囲は次の表のとおりである。

表 1 - 6 情報システムの機能

情報システム機能		機能 I D
検査実績情報管理機能 技術情報管理機能	検査情報の登録機能	検-K002～検-K028
	検査情報の検索・参照機能	検-K001
	上記機能の管理機能	検-K003
検査情報(旧)管理機能	検査情報(旧)の検索・参照機能	検-K032

(旧)：平成 25 年 7 月以前の情報

2. 機能要件の定義

2. 1 機能に関する事項

本情報システムが備える機能は次の表のとおりである。

表 2 - 1 情報システムが備える機能

No.	機能 ID	機能分類	機能名	機能概要	処理方式	利用者区分
1	検-K001	参照	検査情報検索	・ 下記機能分類に示す情報を検索・閲覧	オンライン	実施体制図に記載の者全て
2	検-K002	登録・参照	システム管理	・ 各機能分類を管理する	オンライン	実施体制図に記載の者より選出された数名
3	検-K003	登録・参照	マスタメンテ	・ 当該システムにて利用するマスタ	オンライン	実施体制図に記載の者より選出された数名
4	検-K004	登録・参照	使用前検査	・ 使用前検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
5	検-K005	登録・参照	燃料体検査	・ 燃料体検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
6	検-K006	登録・参照	施設定期検査	・ 施設定期検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
7	検-K007	登録・参照	定期安全管理審査	・ 定期安全管理審査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
8	検-K008	登録・参照	溶接安全管理審査	・ 溶接安全管理審査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
9	検-K009	登録・参照	特・使用前検査	・ 特・使用前検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者

No.	機能 ID	機能分類	機能名	機能概要	処理方式	利用者区分
10	検-K010	登録・参照	特・施設定期検査	・特・施設定期検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
11	検-K011	登録・参照	特・溶接検査	・特・溶接検査情報の登録・閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
12	検-K012	参照	使用前検査(旧)	・使用前検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
13	検-K013	参照	燃料体検査(旧)	・燃料体検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
14	検-K014	参照	施設定期検査(発電)(旧)	・施設定期検査(発電)(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
15	検-K015	参照	施設定期検査(旧)	・施設定期検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
16	検-K016	参照	保全計画確認(旧)	・保全計画確認(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
17	検-K017	参照	定期安全管理審査(旧)	・定期安全管理審査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
18	検-K018	参照	定期安管審(運転中)(旧)	・定期安管審(運転中)(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
19	検-K019	参照	溶接安全管理審査(旧)	・溶接安全管理審査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
20	検-K020	参照	運搬物確認(旧)	・運搬物確認(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
21	検-K021	参照	炉・事業所外廃棄(旧)	・炉・事業所外廃棄(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
22	検-K022	参照	炉・溶接検査(旧)	・炉・溶接検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
23	検-K023	参照	放射能濃度確認(旧)	・放射能濃度確認(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
24	検-K024	参照	文・溶接検査(旧)	・文・溶接検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
25	検-K025	参照	炉・使用前検査(旧)	・炉・使用前検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
26	検-K026	参照	特・使用前検査(旧)	・特・使用前検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
27	検-K027	参照	特・施設定期検査(旧)	・特・施設定期検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
28	検-K028	参照	特・溶接検査(旧)	・特・溶接検査(旧)情報の閲覧	オンライン	検査実施者及び業務補助者
29	検-K032	参照	検査情報検索(サイクル)	・下記に示す情報の検索・閲覧	オンライン	実施体制図に記載の者全て

No.	機能 ID	機能分類	機能名	機能概要	処理方式	利用者区分
				使用前検査(サイクル) 施設定期検査(サイクル) 溶接検査(サイクル) 廃棄物埋設施設確認(サイクル) 廃棄物埋設確認(廃棄体確認)(サイクル) 運搬物確認(サイクル)		

(旧)：平成 25 年 7 月以前の情報

2. 2 画面に関する事項

(1) 画面一覧、画面概要、画面入出力要件・画面設計要件

本情報システムの画面に係る要件は次の表のとおりである。

表 2-2 画面一覧

No.	画面 ID	画面名	画面概要	画面入出力要件	該当機能
1	検-G001	トップ(ログイン)	本情報システムへのログイン	・ ユーザ ID、パスワードによるログイン機能	N/A
2	検-G002	検査情報検索	検査等情報を検索・閲覧	・ 機能 ID: 検-K003～検-K028 に対応した検査情報の検索及び閲覧	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
3	検-G003	システム管理	各機能分類を管理する	・ 利用状況確認及び下記マスタ画面への遷移	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
4	検-G004	検査等の区分マスタ	検査等の区分を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
5	検-G005	検査の分類マスタ	検査の分類を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
6	検-G006	文書の種類マスタ	文書の種類を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
7	検-G007	事業者マスタ	事業者を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
8	検-G008	ユニットマスタ	発電炉を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
9	検-G009	施設・検査項目マスタ	施設・検査項目を管理する	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
10	検-G010	ユーザマスタ	当該システムを利用するユーザマスタ	・ 当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ

No.	画面 ID	画面名	画面概要	画面入出力要件	該当機能
11	検-G011	使用前検査	使用前検査情報の登録・閲覧	・ 使用前検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K004 機能名: 使用前検査
12	検-G012	燃料体検査	燃料体検査情報の登録・閲覧	・ 燃料体検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K005 機能名: 燃料体検査
13	検-G013	施設定期検査	施設定期検査情報の登録・閲覧	・ 施設定期検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K006 機能名: 施設定期検査
14	検-G014	定期安全管理審査	定期安全管理審査情報の登録・閲覧	・ 定期安全管理審査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K007 機能名: 定期安全管理審査
15	検-G015	溶接安全管理審査	溶接安全管理審査情報の登録・閲覧	・ 溶接安全管理審査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K008 機能名: 溶接安全管理審査
16	検-G016	特・使用前検査	特・使用前検査情報の登録・閲覧	・ 特・使用前検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K009 機能名: 特・使用前検査
17	検-G017	特・施設定期検査	特・施設定期検査情報の登録・閲覧	・ 特・施設定期検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K010 機能名: 特・施設定期検査
18	検-G018	特・溶接検査	特・溶接検査情報の登録・閲覧	・ 特・溶接検査情報の登録・閲覧	機能 ID: 検-K011 機能名: 特・溶接検査
19	検-G019	使用前検査(旧)	使用前検査(旧)情報の閲覧	・ 使用前検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K012 機能名: 使用前検査(旧)
20	検-G020	燃料体検査(旧)	燃料体検査(旧)情報の閲覧	・ 燃料体検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K013 機能名: 燃料体検査(旧)
21	検-G021	施設定期検査(発電)(旧)	施設定期検査(発電)(旧)情報の閲覧	・ 施設定期検査(発電)(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K014 機能名: 施設定期検査(発電)(旧)
22	検-G022	施設定期検査(旧)	施設定期検査(旧)情報の閲覧	・ 施設定期検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K015 機能名: 施設定期検査(旧)
23	検-G023	保全計画確認(旧)	保全計画確認(旧)情報の閲覧	・ 保全計画確認(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K016 機能名: 保全計画確認(旧)
24	検-G024	定期安全管理審査(旧)	定期安全管理審査(旧)情報の閲覧	・ 定期安全管理審査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K017 機能名: 定期安全管理審査(旧)

No.	画面 ID	画面名	画面概要	画面入出力要件	該当機能
25	検-G025	定期安管審(運転中)(旧)	定期安管審(運転中)(旧)情報の閲覧	・定期安管審(運転中)(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K018 機能名: 定期安管審(運転中)(旧)
26	検-G026	溶接安全管理審査(旧)	溶接安全管理審査(旧)情報の閲覧	・溶接安全管理審査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K019 機能名: 溶接安全管理審査(旧)
27	検-G027	運搬物確認(旧)	運搬物確認(旧)情報の閲覧	・運搬物確認(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K020 機能名: 運搬物確認(旧)
28	検-G028	炉・事業所外廃棄(旧)	炉・事業所外廃棄(旧)情報の閲覧	・炉・事業所外廃棄(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K021 機能名: 炉・事業所外廃棄(旧)
29	検-G029	炉・溶接検査(旧)	炉・溶接検査(旧)情報の閲覧	・炉・溶接検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K022 機能名: 炉・溶接検査(旧)
30	検-G030	放射能濃度確認(旧)	放射能濃度確認(旧)情報の閲覧	・放射能濃度確認(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K023 機能名: 放射能濃度確認(旧)
31	検-G031	文・溶接検査(旧)	文・溶接検査(旧)情報の閲覧	・文・溶接検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K024 機能名: 文・溶接検査(旧)
32	検-G032	炉・使用前検査(旧)	炉・使用前検査(旧)情報の閲覧	・炉・使用前検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K025 機能名: 炉・使用前検査(旧)
33	検-G033	特・使用前検査(旧)	特・使用前検査(旧)情報の閲覧	・特・使用前検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K026 機能名: 特・使用前検査(旧)
34	検-G034	特・施設定期検査(旧)	特・施設定期検査(旧)情報の閲覧	・特・施設定期検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K027 機能名: 特・施設定期検査(旧)
35	検-G035	特・溶接検査(旧)	特・溶接検査(旧)情報の閲覧	・特・溶接検査(旧)情報の閲覧	機能 ID: 検-K028 機能名: 特・溶接検査(旧)
36	検-G039	入力／検索項目等の選定	入力／検索項目等の管理を目的とした編集	・表示名 ・DB 項目名 ・データタイプ ・表示順 ・表示／非表示	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
37	検-G040	トップ(ログイン)(サイクル)	本情報システムへのログイン	・ユーザ ID、パスワードによるログイン機能	N/A
38	検-G041	文書管理(サイクル)	検査等情報を検索・閲覧	・下記に示す情報の検索・閲覧	機能 ID: 検-K032 機能名: 検査情報検索

No.	画面 ID	画面名	画面概要	画面入出力要件	該当機能
				使用前検査(サイクル) 施設定期検査(サイクル) 溶接検査(サイクル) 廃棄物埋設施設確認(サイクル) 廃棄物埋設確認(廃棄体確認)(サイクル) 運搬物確認(サイクル)	(サイクル)
39	検-G069	アクセス回数の一覧表示	アクセス回数情報の閲覧	・当該システムのログ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
40	検-G070	登録文書総サイズの一覧表示	登録文書総サイズ情報の閲覧	・当該システムのログ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
41	検-G071	検索語句使用回数の一覧表示	検索語句使用回数情報の閲覧	・当該システムのログ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
42	検-G072	ユーザの一覧表示	ユーザ情報の閲覧	・当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
43	検-G073	ユーザ追加の設定	ユーザ情報の登録	・当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
44	検-G074	保存期限切れ(処置前)の一覧表示	保存期限切れ(処置前)情報の閲覧	・当該システムの検査情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
45	検-G075	保存期限切れ(処置後)の一覧表示	保存期限切れ(処置後)情報の閲覧	・当該システムの検査情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ
46	検-G076	パスワード変更の設定	ユーザパスワード情報の登録	・当該システムのマスタ情報	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ

(旧) : 平成 25 年 7 月以前の情報

(2) 画面出力イメージ

本情報システムの画面イメージを以下に示す。

検索条件		検索結果一覧			
システム管理	検索	検索結果件数: 2715 件	検索結果ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 20 >	Excel出力 ページ 1 / 28	
対象日選択 <input type="checkbox"/> 平成26年7月7日以前 <input checked="" type="checkbox"/> 平成26年7月8日以降	検索の区分 1:使用前検索	1 文書番号 [55411200-899] 利用電子力(各業務所)号機の使用開始日について	検索期間 2010/7/13 ~ 2010/12/14	定種回数 89	事業所 九州電力 川内 1号
検索の分類	文書の種類	文書種類	要領番号	検取項目	検取日
文書の種類	文書番号	要領書	要領書(川内) 1号	放射線管理用具検取(移動式周辺モニタリング設備)	検取日
要領番号	作成時期(カレンダー選択)	要領書	要領書(川内) 1号	放射線管理用具検取(移動式周辺モニタリング設備)	検取日
事業所名 九州電力	検取項目	所見	所見ファイル01 所見ファイル02 所見ファイル03		検取日
発電所名 川内	検取項目				検取日
施設番号 1号	検取項目				検取日
検取官名	検取項目				検取日
検取日	検取項目				検取日
検取項目	検取項目				検取日
検取時期(カレンダー選択)	検取項目				検取日
所見等の有無 <input type="checkbox"/> 有り	検取項目				検取日
1ページの表示件数: 100 件	検取項目				検取日
検索	検取項目				検取日

図 2 - 2 - 1 画面イメージ

(3) 画面遷移の基本的考え方

本情報システムの画面遷移のイメージを以下に示す。

画面遷移のイメージ

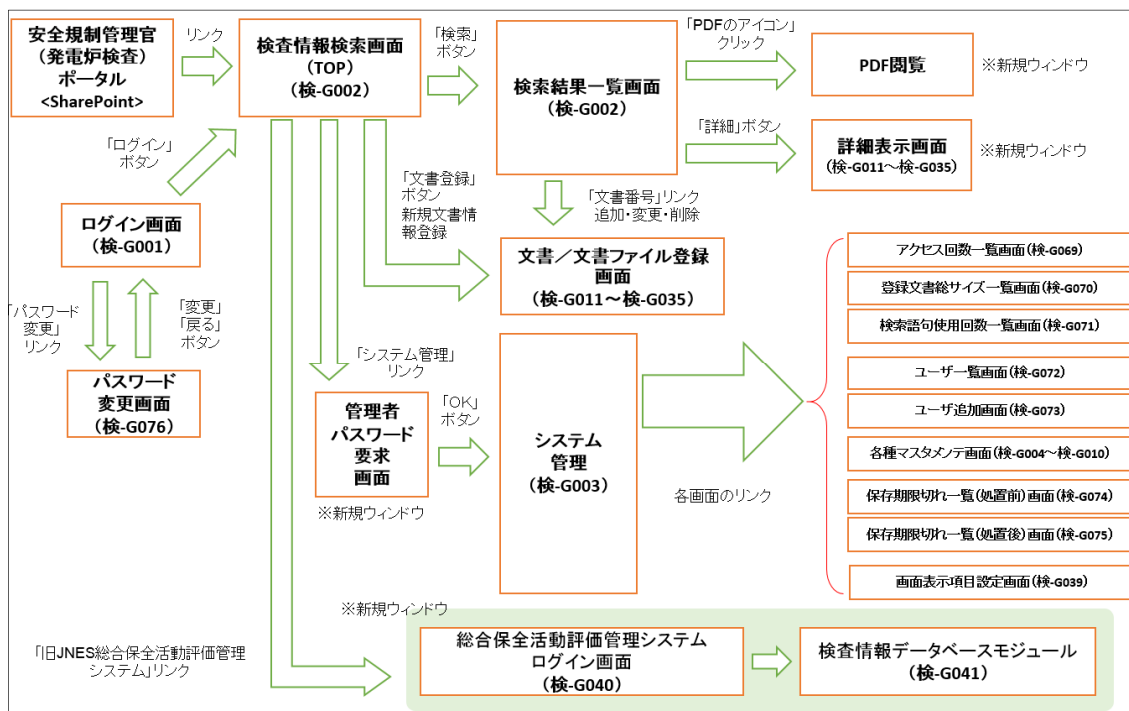


図 2 - 2 - 2 画面遷移のイメージ

2. 3 帳票に関する事項

(1) 帳票一覧、帳票概要、帳票入出力要件・帳票設計要件

本情報システムの帳票に係る要件は次の表のとおりである。

表 2 - 3 - 1 帳票一覧

No.	帳票 ID	帳票名	帳票概要	帳票入出力要件	該当機能
1	検-T001	検査情報検索結果一覧	検-G002 の検索条件とともに結果を出力する	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
2	検-T002	申請書	各種検査にて作成する申請書	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
3	検-T003	成績書	各種検査にて作成する成績書	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
4	検-T004	報告書	各種検査にて作成する報告書	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
5	検-T005	要領書	各種検査にて作成する要領書	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
6	検-T006	合格証	各種検査にて作成する合格証	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
7	検-T007	終了証	各種検査にて作成する終了証	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
8	検-T008	その他	その他、検査種別固有の帳票及び所見情報等	検-G002 と同一	機能 ID: 検-K001 機能名: 検査情報検索
9	検-T009	行政文書保存年限経過一覧表	行政文書保存年限を経過した文書の一覧表	検-G074、検-G075 と同一	機能 ID: 検-K003 機能名: マスタメンテ

(2) 帳票出カイメージ

本情報システムの帳票出カイメージを以下に示す。

連番	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	連番	検査等の区分	文書番号	タイトル	事業者	定検回数	サイクル	検査期間	保存期間
2	1	使用前検査	99検計受使-9999	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号	99	99	平成22年12月13日～平成22年12月14日	999
3	2	使用前検査	99検計受使-9999	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号	99	99	平成22年12月13日～平成22年12月14日	999
4	3	使用前検査	99検計受使-9999	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号	99	99	平成22年12月13日～平成22年12月14日	999
5	4	使用前検査	99検計受使-9999	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号	99	99	平成22年12月13日～平成22年12月14日	999
6	5	使用前検査	99検計受使-9999	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号	99	99	平成22年12月13日～平成22年12月14日	999
7	6	使用前検査	10検計受使-0155	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号			平成22年12月13日～平成22年12月14日	
8	7	使用前検査	10検計受使-0155	川内原子力発電所第1号機の 使用前検査について	九州電力 川内 1号			平成22年12月13日～平成22年12月14日	

図 2 - 3 - 2 帳票出カイメージ

2. 4 情報・データに関する事項

(1) 情報・データ一覧

本情報システムで取り扱うデータは次の表のとおりである。

表 2 - 4 - 1 データ一覧

No.	機能、画面、帳票名	情報名	情報概要	データ名	データ概要
1	検-G001:トップ(ログイン)	ユーザマスタ	本情報システムへのログイン	USERS	ユーザマスタ
2	検-G002:検査情報検索	文書検索情報	検査等情報を検索・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
3	検-G003:システム管理	管理者ユーザ	各機能分類を管理する	ADMIN_USERS	管理者ユーザ
4	検-G004:検査等の区分マスタ	検査等の区分	検査等の区分を管理する	DOCS_SEARCH_KUBUN DOCS_SEARCH_KUBUN_NEW	検査等の区分マスタ
5	検-G005:検査の分類マスタ	検査の分類	検査の分類を管理する	DOCS_SEARCH_SUB_KUBUN DOCS_SEARCH_SUB_KUBUN_NEW	検査の分類マスタ
6	検-G006:文書の種類マスタ	文書の種類	文書の種類を管理する	DOCS_SEARCH_DOC_TYPE DOCS_SEARCH_DOC_TYPE_NEW	文書の種類マスタ
7	検-G007:事業者マスタ	事業者	事業者を管理する	DOCS_SEARCH_KAISYA_CODE	事業者マスタ
8	検-G008:ユニットマスタ	ユニット	発電炉を管理する	DOCS_SEARCH_UNIT_CODE	ユニットマスタ
9	検-G009:施設・検査項目マスタ	施設・検査項目	施設・検査項目を管理する	DOCS_SEARCH_KOUMOKU_CODE DOCS_SEARCH_KOUMOKU_CODE_NEW	施設検査項目マスタ
10	検-G010:ユーザマスタ	利用者	当該システムを利用するユーザマスタ	USERS	ユーザマスタ
11	検-G011:使用前検査登録	文書検索情報	使用前検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
12	検-G012:燃料体検査	文書検索情報	燃料体検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
13	検-G013:施設定期検査	文書検索情報	施設定期検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
14	検-G014:定期安全管理審査	文書検索情報	定期安全管理審査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル

No.	機能、画面、帳票名	情報名	情報概要	データ名	データ概要
15	検-G015:溶接安全管理審査	文書検索情報	溶接安全管理審査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
16	検 -G016 : 特・使用前検査	文書検索情報	特・使用前検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
17	検 -G017 : 特・施設定期検査	文書検索情報	特・施設定期検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
18	検 -G018 : 特・溶接検査	文書検索情報	特・溶接検査情報の登録・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
19	検-G019:使用前検査(旧)	文書検索情報	使用前検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
20	検-G020:燃料体検査(旧)	文書検索情報	燃料体検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
21	検-G021:施設定期検査(発電)(旧)	文書検索情報	施設定期検査(発電)(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
22	検-G022:施設定期検査(旧)	文書検索情報	施設定期検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
23	検-G023:保全計画確認(旧)	文書検索情報	保全計画確認(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
24	検-G024:定期安全管理審査(旧)	文書検索情報	定期安全管理審査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
25	検-G025:定期安管審(運転中)(旧)	文書検索情報	定期安管審(運転中)(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
26	検-G026:溶接安全管理審査(旧)	文書検索情報	溶接安全管理審査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
27	検-G027:運搬物確認(旧)	文書検索情報	運搬物確認(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
28	検 -G028 : 炉・事業所外廃棄(旧)	文書検索情報	炉・事業所外廃棄(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル

No.	機能、画面、帳票名	情報名	情報概要	データ名	データ概要
29	検 -G029 : 炉・溶接検査(旧)	文書検索情報	炉・溶接検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
30	検-G030:放射能濃度確認(旧)	文書検索情報	放射能濃度確認(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
31	検 -G031 : 文・溶接検査(旧)	文書検索情報	文・溶接検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
32	検 -G032 : 炉・使用前検査(旧)	文書検索情報	炉・使用前検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
33	検 -G033 : 特・使用前検査(旧)	文書検索情報	特・使用前検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
34	検 -G034 : 特・施設定期検査(旧)	文書検索情報	特・施設定期検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
35	検 -G035 : 特・溶接検査(旧)	文書検索情報	特・溶接検査(旧)情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
36	検-T001:検査情報検索結果一覧	文書検索情報	検-G002 の検索条件とともに結果を出力する	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
37	検-T002:申請書	文書検索情報	各種検査にて作成する申請書	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
38	検-T003:成績書	文書検索情報	各種検査にて作成する成績書	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
39	検-T004:報告書	文書検索情報	各種検査にて作成する報告書	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
40	検-T005:要領書	文書検索情報	各種検査にて作成する要領書	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
41	検-T006:合格証	文書検索情報	各種検査にて作成する合格証	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
42	検-T007:終了証	文書検索情報	各種検査にて作成する終了証	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
43	検-T008:その他	文書検索情報	その他、検査種別固有の帳票及び所見情報等	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
44	検-T009:行政文書保存年限経過一覧表	行政文書保存年限経過一覧表	行政文書保存年限を経過した文書の一覧表	SAVED_DOCS DOCS_SEARCH	閲覧不可文書ファイル保存情報テーブル 文書検索情報テーブル

No.	機能、画面、帳票名	情報名	情報概要	データ名	データ概要
45	検-G040:トップ(ログイン)(サイクル)	ユーザマスタ(サイクル)	本情報システム(サイクル)へのログイン	USERS	ユーザマスタ(サイクル)
46	検-G041:文書管理(サイクル)	文書検索情報(サイクル)	検査等情報(サイクル)を検索・閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル(サイクル)
47	検-G039:入力/検索項目等の選定	入力/検索項目	入力/検索項目等の管理を目的とした編集	DOCS_SEARCH_DISPLAY_ITEM	表示項目設定マスタ
48	検-G069:アクセス回数の一覧表示	アクセス回数	アクセス回数情報の閲覧	ACCESS_COUNTER	アクセス回数情報テーブル
49	検-G070:登録文書総サイズの一覧表示	登録文書総サイズ	登録文書総サイズ情報の閲覧	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル
50	検-G071:検索語句使用回数の一覧表示	検索語句使用回数	検索語句使用回数情報の閲覧	SEARCH_COLLECTION	使用検索語句情報テーブル
51	検-G072:ユーザの一覧表示	ユーザ	ユーザ情報の閲覧	USERS	ユーザマスタ
52	検-G073:ユーザ追加の設定	ユーザ	ユーザ情報の登録	USERS	ユーザマスタ
53	検-G074:保存期限切れ(処置前)の一覧表示	保存期限切れ(処置前)文書	保存期限切れ(処置前)情報の閲覧	SAVED_DOCS DOCS_SEARCH	閲覧不可文書ファイル保存情報テーブル 文書検索情報テーブル
54	検-G075:保存期限切れ(処置後)の一覧表示	保存期限切れ(処置後)文書	保存期限切れ(処置後)情報の閲覧	SAVED_DOCS DOCS_SEARCH	閲覧不可文書ファイル保存情報テーブル 文書検索情報テーブル
55	検-G076:パスワード変更の設定	ユーザ	ユーザパスワード情報の登録	USERS	ユーザマスタ

(旧) : 平成 25 年 7 月以前の情報

(2) 情報・データ処理要件

本情報システムのデータに係る処理の要件は次の表のとおりである。

表 2-4-2 データ処理要件

No.	データ項目ID	データ項目名	データ項目概要	処理内容
				機能、画面、帳票名
1	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル	文書検索情報テーブル情報	文書検索情報テーブル
2	DOCS_SEARCH_DOC_TYPE	文書の種類マスタ(旧)	文書の種類マスタ(旧)情報	文書の種類マスタ
3	DOCS_SEARCH_DOC_TYPE_NEW	文書の種類マスタ(新)	文書の種類マスタ(新)情報	文書の種類マスタ
4	DOCS_SEARCH_KAISYA_CODE	事業者マスタ	事業者マスタ情報	事業者マスタ
5	DOCS_SEARCH_KOUMOKU_CODE	施設・検査項目マスタ(旧)	施設・検査項目マスタ(旧)情報	施設・検査項目マスタ(旧)
6	DOCS_SEARCH_KOUMOKU_CODE_NEW	施設・検査項目マスタ(新)	施設・検査項目マスタ(新)情報	施設・検査項目マスタ(新)
7	DOCS_SEARCH_KUBUN	検査等の区分マスタ(旧)	検査等の区分マスタ(旧)情報	検査等の区分マスタ(旧)
8	DOCS_SEARCH_KUBUN_NEW	検査等の区分マスタ(新)	検査等の区分マスタ(新)情報	検査等の区分マスタ(新)
9	DOCS_SEARCH_SUB_KUBUN	検査の分類マスタ(旧)	検査の分類マスタ(旧)情報	検査の分類マスタ(旧)
10	DOCS_SEARCH_SUB_KUBUN_NEW	検査の分類マスタ(新)	検査の分類マスタ(新)情報	検査の分類マスタ(新)
11	DOCS_SEARCH_UNIT_CODE	ユニットマスタ	ユニットマスタ情報	ユニットマスタ
12	USERS	ユーザ	ユーザ情報	トップ(ログイン)、ユーザマスタ他
13	ADMIN_USERS	管理者ユーザ	管理者ユーザ情報	管理者ユーザ
14	DOCS_SEARCH	文書検索情報テーブル(サイクル)	文書検索情報	検-G041:文書管理(サイクル)
15	USERS	ユーザマスタ(サイクル)	ユーザマスタ情報	検-G040:トップ(ログイン)(サイクル)
16	ACCESS_COUNTER	アクセス回数情報テーブル	アクセス回数情報	検-G069:アクセス回数の一覧表示
17	SAVED_DOCS	閲覧不可文書ファイル保存情報テーブル	閲覧不可文書ファイル保存情報	検-G074:保存期限切れ(処置前)の一覧表示 検-G075:保存期限切れ(処置後)の一覧表示 検-T009:行政文書保存年限経過一覧表

No.	データ項目ID	データ項目名	データ項目概要	処理内容
				機能、画面、帳票名
18	SEARCH_COLLECTION	使用検索語句情報テーブル	使用検索語句情報	検-G071:検索語句使用回数の一覧表示
19	DOCS_SEARCH_DISPLAY_ITEM	表示項目設定マスタ	表示項目設定マスタ情報	検-G039:入力/検索項目等の選定

(旧)：平成25年7月以前の情報

(3) データ定義表

本情報システムで取り扱うデータの構造は「別添1 テーブル定義書」のとおりである。

3. 非機能要件の定義

3. 1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

(1) 情報システムの利用者の種類、特性

本情報システムの利用者の特徴は次の表のとおりである。

表3-1-1 情報システム利用者の種類と特性

No.	利用者区分	利用者の種類	特性
1	検査実施者	本情報システム利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報システムに習熟していない者が存在する ・ITリテラシーが高くない職員も存在する
2	業務補助者	本情報システム利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報システムに習熟していない者が存在する ・ITリテラシーが高くない職員も存在する
3	情報利用者	本情報システム利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報システムに習熟していない者が存在する ・ITリテラシーが高くない職員も存在する

(2) ユーザビリティ要件

本情報システムのユーザビリティに係る要件は次の表のとおりである。

表3-1-2 ユーザビリティ要件

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報システム利用者の業務効率性を考慮し、現行の情報システムから大幅に使い勝手を変えないこと。セキュリティ対策等の理由により使い勝手に変化が生じる場合は、利用者の特性を踏まえた上で極力平易に使えるよう手立てを講じること。

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
2	利用者マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本情報システム利用者が必要とする際に、利用者マニュアル等を情報システム画面より参照できるようにすること。 ・ 利用者マニュアル等は、職員の特性を踏まえ、平易に理解できるよう配慮すること。 ・ 利用者マニュアル等は改良内容を年度とともに併記し、最新に保つこと。 ・ 利用者マニュアルの改訂内容については操作説明会を実施し、原子力規制庁の了承を得ること。

(3) アクセシビリティ要件

本情報システムのアクセシビリティに係る要件は次の表のとおりである。

表 3-1-3 アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	多言語対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本情報システム中の表示は、可能な限り情報システムに関する専門用語の使用を避け、一般的に受け入れられているものを除き、原則として日本語で記述すること。

3. 2 システム方式に関する事項

(1) 情報システムの構成に関する全体の方針

本情報システムの構成に係る全体方針は次の表のとおりである。

表 3-2 情報システムの構成に係る全体方針

No.	全体方針の分類	全体方針
1	システムアーキテクチャ	本情報システムのシステムアーキテクチャは、ウェブサーバ型であり、その構成を維持しつつ、各要件を考慮して最適なものを選択すること。
2	アプリケーションプログラムの設計方針	情報システムを構成する各コンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）間の疎結合、再利用性の確保を基本とし、環境依存性の低いもの（サーバ OS やネットワーク環境の変更に配慮する）を採用すること。

(2) 情報システムの全体構成

本情報システムの全体構成は、「別添 2 移行元環境システム構成図」及び「別添 3 移行先環境システム構成図」のとおりである。

(3) 開発方式及び開発手法

本情報システムの開発方式及び開発手法は以下のとおりである。

- ・ 本情報システムの開発方式はソフトウェア製品のカスタマイズを前提とし、機能追加については現行情報システムの環境を踏襲すること。
- ・ 本情報システムの開発手法はウォーターフォール型とし、変更内容については事前に原子力規制庁の承認を得たのちに作業を実施すること。

3. 3 規模に関する事項

(1) 機器数及び設置場所

本情報システムでは機器等の導入は行わない。

(2) データ量

本情報システムのデータ量は次の表のとおりである。

表 3-3-2 データ量

No.	データ区分	データ量	補足
1	検査実績情報及び技術情報	約 300GB	想定データ増加量：20GB/年

(3) 処理件数

本情報システムのデータ処理件数は次の表のとおりである。

表 3-3-3 データ処理件数

No.	項目	処理件数	補足
1	登録件数	約 300 件/年	
2	ユーザーアクセス数	約 1000 件/年	ログイン回数

(4) 利用者数

本情報システムの利用者の数は次の表のとおりである。

表 3-3-4 利用者数

No.	利用者区分	利用者数	補足
1	更新ユーザ	15 名程度	
2	検索ユーザ	15 名程度	更新ユーザと重複あり
3	管理ユーザ	2 名程度	
4	情報システム保守事業者	2 名程度	

No.	利用者区分	利用者数	補足
5	想定同時接続者数	最大5名程度	

3. 4 性能に関する事項

(1) 応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サーバ処理時間）

本情報システムに求められる性能（応答時間）は次の表のとおりである。

表3-4-1 応答時間

No.	設定対象	指標名	目標値	応答時間達成率
1	検索処理に係る画面レスポンス	サーバ処理時間	4秒以内	90%以上
2	更新処理に係る画面レスポンス	サーバ処理時間	4秒以内	90%以上

3. 5 信頼性に関する事項

(1) 可用性要件

ア 可用性に係る目標値

本情報システムに係る可用性要件は、本情報システムを運用する原子力規制委員会技術情報システムの要件の範囲内とする。

(2) 完全性要件

本情報システムに係る完全性要件は、本情報システムを運用する原子力規制委員会技術情報システムに起因する事象を除き、全ての完全性を確保できるものとする。

3. 6 拡張性に関する事項

(1) 性能の拡張性

本情報システムに求められる性能の拡張性は次のとおりである。

- ・ 既存情報システムにおいて実現されている性能と比較し性能が著しく低下することが無いよう十分な検討を実施すること。なお、上記3. 4の指標を満たしているかどうかを確認し、原子力規制庁に報告すること。

(2) 機能の拡張性

本情報システムに求められる機能の拡張性は次のとおりである。

- ・ 利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、事前に本情報システムを構成する各コンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）について把握し、重複する処理等が発生しないように再利用性を確保すること。

3. 7 上位互換性に関する事項

本情報システムに求められる上位互換性は次のとおりである。

- ・ クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、事前に原子力規制庁に報告し、その利用を十分に検討すること。
- ・ Web ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なものとする。
- ・ サーバ OS のバージョンアップ又は切り替えに備え、OS の種類に依存する機能が判明している場合は、原則として使用を避けること。

3. 8 中立性に関する事項

本情報システムに求められる中立性は次のとおりである。

- ・ 提供するソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しないオープンな技術仕様に基づくものとする。
- ・ 提供するソフトウェア等は、全てオープンなインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- ・ 特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。

3. 9 継続性に関する事項

本情報システムに係る継続性要件は、本情報システムを運用する原子力規制委員会技術情報システムの要件の範囲内とする。

3. 10 情報セキュリティに関する事項

本情報システムに関する請負者に求められるセキュリティ要件は以下のとおりである。

請負者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

1) 請負者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制庁に書面（別紙1）で提出すること。

請負者の情報セキュリティ対策の管理体制については、以下の要件を満たすこと。

- ① 情報システムの開発工程において、原子力規制庁の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ② 情報システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と請負先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で

確認できること。

- ③ 請負者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把握できること。
- 2) 請負者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。
 - ① 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を原子力規制庁に報告し、承認を得ること。
 - ② 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について原子力規制庁に定期的に報告を行うこと。
 - ③ 情報セキュリティ対策の完了後 1 年以内に請負者側の責めによる情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
 - 3) 請負者は、原子力規制庁から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。原子力規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。
また、本業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - 4) 請負者は、機密性 2 を含む要保護情報を取り扱う保守端末について、盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
 - 5) 請負者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
 - 6) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - 7) 請負者は、原子力規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - 8) 請負者は、本業務における情報システムの構築・改良等が完了し運用を開始する

前に、請負者の品質管理責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。

セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。

- 9) 請負者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面（別紙2）で報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

- 10) 請負者は、原子力規制庁と協議の上、情報セキュリティに係るサービスレベルの保証について取り決めを行い、これを満たしていることを原子力規制庁に定期的に報告すること。

3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項

(1) ハードウェア構成

本情報システムのハードウェア構成は、「別添2 移行元環境システム構成図」及び「別添3 移行先環境システム構成図」のとおりである。

(2) ソフトウェア構成

本情報システムのソフトウェア構成は、「別添2 移行元環境システム構成図」及び「別添3 移行先環境システム構成図」のとおりである。

(3) ネットワーク構成

本情報システムに係るネットワークは、原子力規制庁の行政 LAN システムである。

(4) 施設・設備要件

本情報システムに係る施設及び設備は1. 4 (2) のとおりである。

3. 1 2 テストに関する事項

本情報システムのテストに係る要件は次の表のとおりである。

表3-12 テスト一覧

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	補足
1	単体テスト	・ 請負者において確保する開発環境において、本情報システムの移行に係る単体テストを実施	開発環境	擬似データ	

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	補足
2	受入確認	・ 移行後の環境を利用して、本情報システムの受入確認	本番環境	擬似データ	

3. 1 3 移行に関する事項

(1) 移行手順

本情報システムのデータ移行の手順は以下のとおりである。

- ・ 移行データ調査（対象差分データ及び対象差分ファイルの特定）
- ・ 移行の実施及び移行結果の検証

(2) 移行要件

本情報システムの移行に係る要件は以下のとおりである。

- ・ 移行時期及び時間帯等は原子力規制庁と調整して決定すること。
- ・ 移行失敗時は必要な対応を行った上で移行を完了すること。

(3) 移行対象データ

本情報システムの移行対象は次の表のとおりである。

表 3 - 1 3 移行対象データ一覧

No.	移行元	移行対象データ	件数（行政文書件数）	提供方法
1	本情報システム	検査実績情報	1,000	DMP ファイル形式
2			1,000	PDF ファイル形式

(別紙1)

令和 年 月 日

原子力規制庁長官官房〇〇課〇〇室
情報システムセキュリティ責任者 殿

株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務
に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について

令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務に係る情報セキュリティ対策
とその実施方法及び管理体制について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 情報セキュリティ対策とその実施方法

原子力規制委員会情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティの確保のため
別添の通り対策を実施する。

2. 情報セキュリティの管理体制

情報セキュリティ管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

情報セキュリティ管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

(1) 取り扱う原子力規制庁の情報の秘密保持等

【実施方法】

※仕様書の内容を確認し、実施方法を記述。以下の各項目も同様

(2) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

【実施方法】

(3) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

【実施方法】

(4) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処

【実施方法】

(5) 再請負に関する事項

【実施方法】

(別紙2)

令和 年 月 日

原子力規制庁長官官房〇〇課〇〇室
情報システムセキュリティ責任者 殿

株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務
で実施した情報セキュリティ対策について

令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務で実施した情報セキュリティ対策を下記のとおり報告します。

記

情報セキュリティ対策の実施内容

(1) 体制

「令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について」により示した体制で、対策を実施した。

(2) 取り扱う原子力規制庁の情報の秘密保持等

「令和〇〇年度〇〇〇〇業務情報システムの整備と運用業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法等について」に従い、以下の各対策を実施した。

※以下の各項目についても個別対策について実施報告を記述願います。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処

テーブル定義書

システム名	論理名
発電炉施設検査情報システム	文書検索情報テーブル
テーブル名	スキーマ
DOCS_SEARCH	KENSA

No.	項目名	型	長さ	小数	必須	主キー	備考
1	KUBUN	VARCHAR2	2		Y		検査等の区分
2	DOC_NUM	VARCHAR2	60				文書番号
3	DOC_TYPE	VARCHAR2	40				文書の種類
4	SUB_KUBUN	VARCHAR2	10				検査の分類
5	TEAM	VARCHAR2	60				検査チーム
6	KENSAIN_NAME1	VARCHAR2	50				検査員名01
7	KENSAIN_NAME2	VARCHAR2	50				検査員名02
8	KENSAIN_NAME3	VARCHAR2	50				検査員名03
9	KENSAIN_NAME4	VARCHAR2	50				検査員名04
10	KENSAIN_NAME5	VARCHAR2	50				検査員名05
11	KENSAIN_NAME6	VARCHAR2	50				検査員名06
12	KOMOKU	VARCHAR2	2000				検査項目
13	COPERATION_NAME	VARCHAR2	200				事業者名
14	P_PLANT_NAME	VARCHAR2	200				発電所
15	INSTITUTION_NUM	VARCHAR2	150				施設番号
16	KEITO	VARCHAR2	2000				設備・系統
17	KIKI	VARCHAR2	80				機器
18	KIKAI	VARCHAR2	5				検査等機会
19	SHITEKI_KUBUN	VARCHAR2	20				指摘事項区分
20	SHITEKI_UMU	VARCHAR2	1				指摘事項有無 1:有、0:無
21	SHITEKI_NAIYO	VARCHAR2	200				指摘事項内容
22	KATSUDO	VARCHAR2	2				活動種別 1:運転、2:保存、3:
23	GENNIN	VARCHAR2	60				原因
24	HAKKEN	VARCHAR2	60				発見方法
25	JUUYODO	VARCHAR2	2				重要度
26	HINSHITSU_KANRI	VARCHAR2	2				品質管理種別 1:業務計画、2: プロセス監視・測定、3:記録管 理、4:改善
27	TITLE	VARCHAR2	200				タイトル
28	USER_FILENAME	VARCHAR2	200				初期登録時のファイル名
29	FILENAME	VARCHAR2	50		Y		ファイル名
30	UPD_TIME	DATE					更新日時
31	SEASON	VARCHAR2	8				作成時期
32	YORYOSHO_NO	VARCHAR2	200				要領書番号
33	KENSAIN_NAME7	VARCHAR2	50				検査員名07
34	KENSAIN_NAME8	VARCHAR2	50				検査員名08
35	KENSAIN_NAME9	VARCHAR2	50				検査員名09
36	KENSAIN_NAME10	VARCHAR2	50				検査員名10
37		VARCHAR2	50				検査員名11
38	KENSAIN_NAME12	VARCHAR2	50				検査員名12
39	ROGATA	VARCHAR2	2				炉型 01:BWR、02:PWR
40	KOUMOKU_CODE	VARCHAR2	200				検査項目コード01~20
41	START_PAGE	NUMBER	6	0			開始ページ
42	END_PAGE	NUMBER	6	0			終了ページ
43	KENSA_KIKAN_START	DATE					検査期間From
44	KENSA_KIKAN_END	DATE					検査期間To
45	JISUU	NUMBER	2	0			定検次数
46	SYOKEN_UMU	NUMBER	1	0			所見の有無 1:有
47	SYOKEN_FILE_NAME1	VARCHAR2	200				所見ファイル01
48	SYOKEN_FILE_NAME2	VARCHAR2	200				所見ファイル02
49	SYOKEN_FILE_NAME3	VARCHAR2	200				所見ファイル03
50	SYOKEN_FILE_NAME4	VARCHAR2	200				所見ファイル04
51	SYOKEN_FILE_NAME5	VARCHAR2	200				所見ファイル05
52	CYCLE	NUMBER	2	0			保全サイクル、運転サイクル
53	KAISUU	NUMBER	2	0			回数
54	KENSAIN_NAME13	VARCHAR2	50				検査員名13
55	KENSAIN_NAME14	VARCHAR2	50				検査員名14
56		VARCHAR2					検査員名15
57	KENSAIN_NAME16	VARCHAR2	50				検査員名16

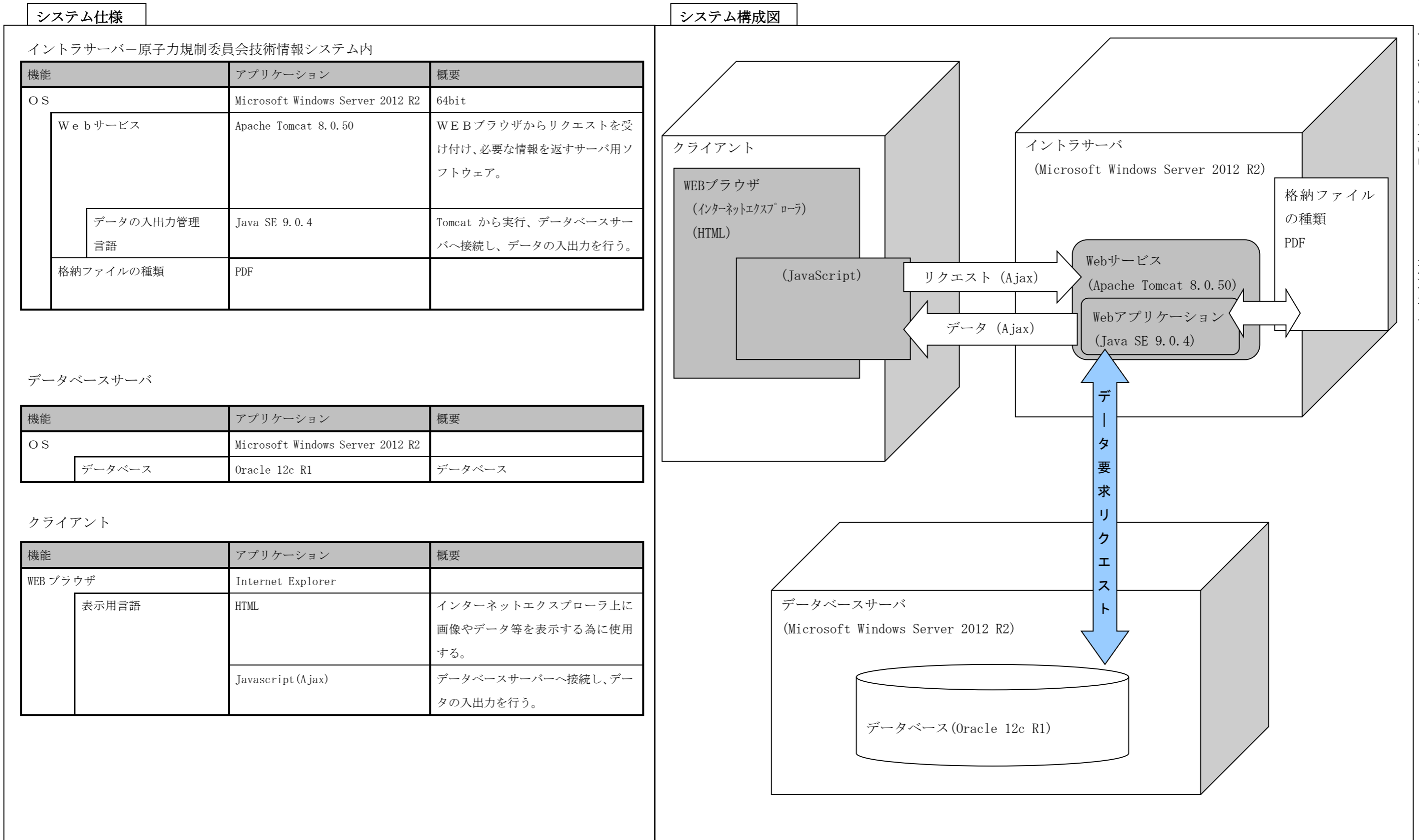
テーブル定義書

システム名	論理名
発電炉施設検査情報システム	文書検索情報テーブル
テーブル名	スキーマ
DOCS_SEARCH	KENSA

No.	項目名	型	長さ	小数	必須	主キー	備 考
58	KENSAIN_NAME17	VARCHAR2	50				検査員名17
59	KENSAIN_NAME18	VARCHAR2	50				検査員名18
60	KENSAIN_NAME19	VARCHAR2	50				検査員名19
61		VARCHAR2	50				検査員名20
62	RETENTION_PERIOD	NUMBER	3	0			保存期間
63	NEWOLD_KUBUN	NUMBER	1	0			新旧区分 0:旧、1:新
64	RETENTION_END_DATE	DATE					保存終了日
65	DOC_STATUS_KUBUN	NUMBER	1	0			文書状態区分 0:閲覧可 1:閲覧不可 2:削除
66	ADDITIONAL_ITEM01	VARCHAR	2000				予備項目
67	ADDITIONAL_ITEM02	VARCHAR	2000				予備項目
68	ADDITIONAL_ITEM03	VARCHAR	2000				予備項目
69	ADDITIONAL_ITEM04	VARCHAR	2000				予備項目
70	ADDITIONAL_ITEM05	VARCHAR	2000				予備項目
71	ADDITIONAL_ITEM06	VARCHAR	2000				予備項目
72	ADDITIONAL_ITEM07	VARCHAR	2000				予備項目
73	ADDITIONAL_ITEM08	VARCHAR	2000				予備項目
74	ADDITIONAL_ITEM09	VARCHAR	2000				予備項目
75	ADDITIONAL_ITEM10	VARCHAR	2000				予備項目
76	ADDITIONAL_ITEM_DATE01	DATE					予備項目(日付)
77	ADDITIONAL_ITEM_DATE02	DATE					予備項目(日付)
78	ADDITIONAL_ITEM_DATE03	DATE					予備項目(日付)
79	ADDITIONAL_ITEM_DATE04	DATE					予備項目(日付)
80	ADDITIONAL_ITEM_DATE05	DATE					予備項目(日付)
81	ADDITIONAL_ITEM_DATE06	DATE					予備項目(日付)
82	ADDITIONAL_ITEM_DATE07	DATE					予備項目(日付)
83	ADDITIONAL_ITEM_DATE08	DATE					予備項目(日付)
84	ADDITIONAL_ITEM_DATE09	DATE					予備項目(日付)
85	ADDITIONAL_ITEM_DATE10	DATE					予備項目(日付)
	【インデックス】						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_01 KUBUN						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_02 DOC_NUM						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_03 DOC_TYPE						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_04 FILENAME						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_05 KENSA_KIKAN_START						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_06 KENSA_KIKAN_END						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_07 SEASON						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_08 JISUU						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_09 CYCLE						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_10 SYOKEN_UMU						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_11 SUB_KUBUN						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_12 UPD_TIME						
	INDEX I_DOCS_SEARCH_13 COPERATION_NAME						

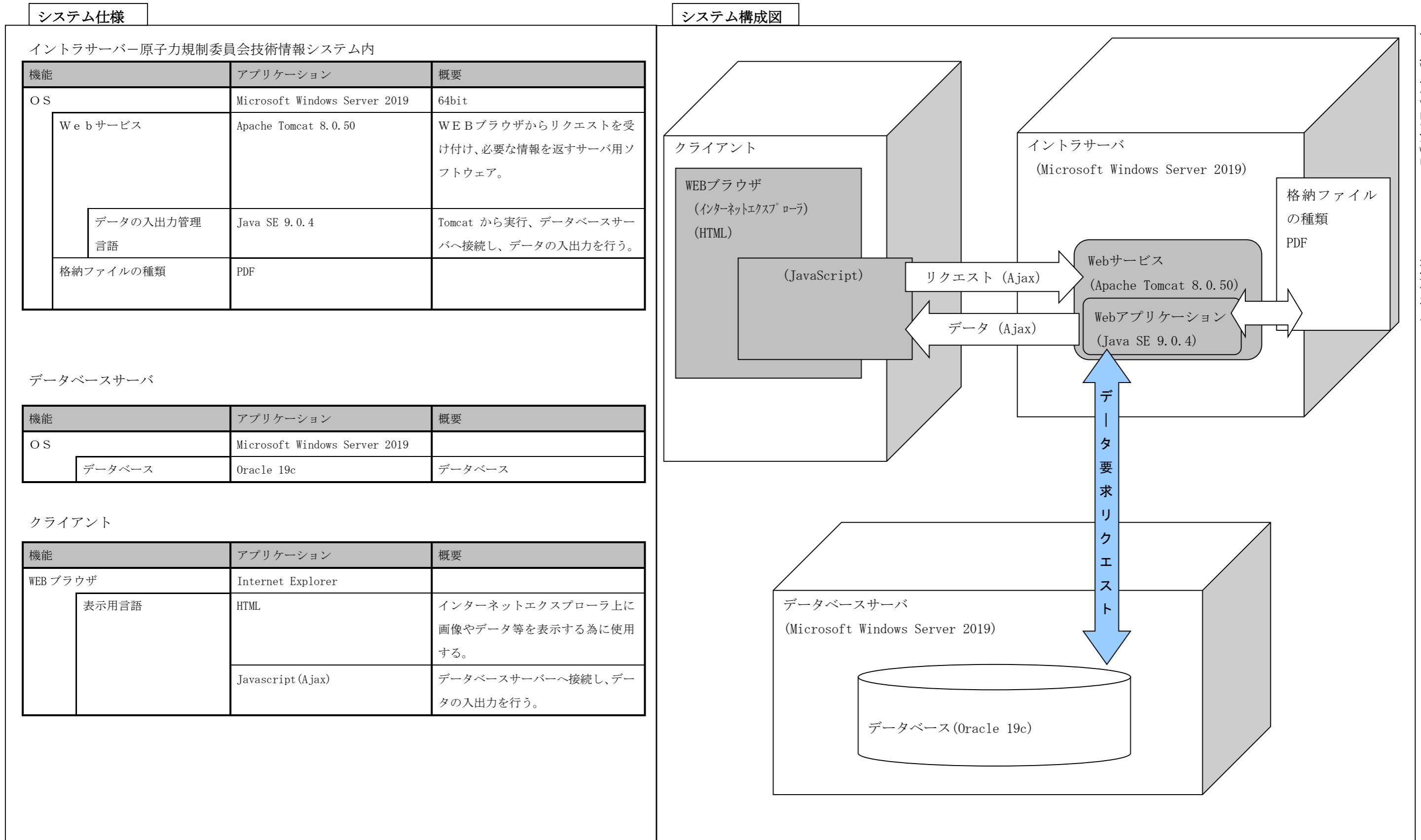
移行元環境システム構成図

(別添2) 移行元環境システム構成図



移行先環境システム構成図

(別添3) 移行先環境システム構成図



入札適合条件

令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 本業務の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。
 - (a) 本業務の品質を確保するための十分な体制が構築されていること。
 - ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・ 実施責任体制が明確になっていること。（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）
 - (b) 本業務の品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。
 - (c) 本業務では原子力規制委員会原子力規制庁の情報の品質を一定レベル以上に保って取扱うことが基本なので、これを実現するため諸施策を確実に実施できることを要件とする。その証明として品質マネジメントシステム規格（ISO9001（JISQ9001）相当）の認証を取得済の事業者又は同等以上の能力がある事業者であることを示すこと。
- (3) 本業務の担当者に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。
 - (a) 本業務の責任者は、データベース管理システムの設計・開発等の遂行責任者としての経験を直近5年間に3件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分（国、地方自治体、民間などの区分）、実施年度、業務内容（システム名、開発概要、ソフトウェア名が判る内容）を一覧表にまとめ、提示すること。
 - (b) 本業務の作業者は、設計図書等から現行システムの構造等を理解でき、本業務に係る要求仕様を漏れなく取り込んだ仕様を策定し実装する能力として、**Oracle Database / Microsoft Excel VBA / Java / Apache / Apache Tomcat / PHP / Microsoft.Net / Microsoft Access**等のソフトウェアの知識を有すること。また、それらを用いたデータベース管理システムの設計・開発の経験を直近5年間に3件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分（国、地方自治体、民間などの区分）、実施年度、業務内容（システム名、開発概要、ソフトウェア名が判る内容）を一覧表にまとめ、提示すること。
 - (c) 本業務の作業者は、情報システムの移行等の経験を直近10年間に2件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分（国、地方自治体、民間などの区分）、実施年度、業務内容（システム名、開発概要、ソフト

ウェア名が判る内容)を一覧表にまとめ、提示すること。

(4) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。また、原子力規制委員会原子力規制庁の情報資産を正確かつ安全に取扱い情報セキュリティを確立するための諸施策を確実に実施できること。

(a) 実施責任者が所属する組織・部門が、(財)日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 (JISQ27001) 相当) の認証を受けていること。(プライバシーマーク制度は個人情報について適切な保護措置を講ずる体制整備であるため不可とする。)

認証を受けていない場合には、独立行政法人 情報処理推進機構が提供する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」(下記 URL 参照) を受注者が実施し、その結果として、各項目得点がいずれも 3 以上かつ平均が 4.0 以上であることをもって示すこと。

<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/>

(b) 受注者として、本業務の一部を第三者に請け負わせる場合で、請け負わせる範囲及び請け負わせる相手先を特定している場合は、その第三者について、前項と同様の条件を満たしていること。なお、請け負わせる範囲が情報セキュリティについて考慮するまでもない場合は、この限りではない。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(4)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)を書面で提出する場合は、正1部、及び副1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和3年8月13日(金)12時までに電子メール又は文書(FAXも可)で、下記の原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル2階

担当：柳 健 (nra.contact.044v.g6t@ks.nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2122

FAX：03-5114-2142

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

適合証明書

件名：令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 本業務の品質管理に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。</p> <p>(a) 本業務の品質を確保するための十分な体制が構築されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。 ・ 実施責任体制が明確になっていること。(実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。) <p>(b) 本業務の品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。</p> <p>(c) 本業務では原子力規制委員会原子力規制庁の情報の品質を一定レベル以上に保って取扱うことが基本なので、これを実現するため諸施策を確実に実施できることを要件とする。その証明として品質マネジメントシステム規格(ISO9001(JISQ9001)相当)の認証を取得済の事業者又は同等以上の能力がある事業者であることを示すこと。</p> <p>(3) 本業務の担当者に関する要求事項は以下のとおりである。これらの事項を満たすことを説明すること。</p> <p>(a) 本業務の責任者は、データベース管理システムの設計・開発等の遂行責任者としての経験を直近5年間に3件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分(国、地方自治体、民間などの区分)、実施年度、業務内容(システム名、開発概要、ソフトウェア名が判る内容)を一覧表にまとめ、提示すること。</p> <p>(b) 本業務の作業者は、設計図書等から現行システムの構造等を理解でき、本業務に係る要求仕様を漏れなく取り込んだ仕様を策定し実装する能力として、Oracle Database / Microsoft Excel VBA / Java / Apache / Apache Tomcat / PHP / Microsoft.Net / Microsoft Access等のソフトウェアの知識を有すること。また、それらを用いたデータベース管理システムの設計・開発の経験を直近5年間に3件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分(国、地方自治体、民間などの区分)、実施年度、業務内容(システム名、開発概要、ソフトウェア名が判る内容)を一覧表にまとめ、提示すること。</p> <p>(c) 本業務の作業者は、情報システムの移行等の経験を直近10年間に2件以上有すること。その証明として、実績について発注先の区分(国、地方自治体、民間などの区分)、実施年度、業務内容(システム名、開発概要、ソフトウェア名が判る内容)を一覧表にまとめ、提示すること。</p> <p>(4) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。また、原子力規制委員会原子力規制庁の情報資産を正確かつ安全に取扱い情報セキュリティを確立するための諸施策を確実に実施できること。</p> <p>(a) 実施責任者が所属する組織・部門が、(財)日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001(JISQ27001)相当)の認証を受</p>		

<p>けていること。(プライバシーマーク制度は個人情報について適切な保護措置を講ずる体制整備であるため不可とする。)</p> <p>認証を受けていない場合には、独立行政法人 情報処理推進機構が提供する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」(下記 URL 参照)を受注者が実施し、その結果として、各項目得点がいずれも 3 以上かつ平均が 4.0 以上であることをもって示すこと。</p> <p>http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/</p> <p>(b) 受注者として、本業務の一部を第三者に請け負わせる場合で、請け負わせる範囲及び請け負わせる相手先を特定している場合は、その第三者について、前項と同様の条件を満たしていること。なお、請け負わせる範囲が情報セキュリティについて考慮するまでもない場合は、この限りではない。</p>	
--	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

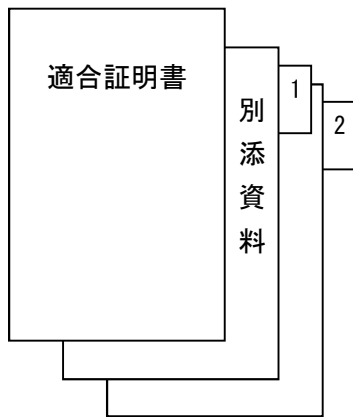
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和3年度発電炉施設検査情報システムの移行」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和4年2月25日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない

い。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可

- した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する

場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応について

は、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者

は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙